

大分県後期高齢者医療広域連合 第4次広域計画

令和3年2月

大分県後期高齢者医療広域連合

1 広域計画の趣旨

大分県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7及び大分県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定し、大分県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び構成市町村が、相互にその役割を担い、連携を図りながら、総合的かつ計画的に後期高齢者医療に関する事務を行うための基本的な指針となるものである。

2 現状と課題

（1）現状

我が国の総人口は、平成22年にピークを迎え、1億2,806万人となり、その後は人口減少局面に突入した。一方、後期高齢者数は、平成20年度末の1,321万人から平成30年度末には1,742万人となり、421万人、率にして31.9%の増加となっている。

大分県における後期高齢者数は、制度開始当初（平成20年度末）には、約16万3千人であったものが、平成30年度末には約18万9千人となり、2万6千人、率にして16.0%増加している。これに伴い、医療費についても、平成20年度末の約1,268億円から、平成30年度末には1,824億円と556億円、率にして43.8%増加している。

こうした中、令和7年（2025年）には、約800万人いる「団塊の世代」のすべてが75歳になることから、大分県においても後期高齢者の大幅な増加が見込まれ、これに伴い、医療費の増嵩も予見されている。

（2）課題

上述したように、フレイルが発現しやすく、受診機会が増える可能性の高い後期高齢者数の急激な増加に伴い、医療費の大幅な増加が見込まれることから、医療費適正化に向けた更なる取り組みが急務となっており、疾病の重症化予防と健康寿命の延伸に向けた、保健事業の一層の充実が求められている。このため、令和2年4月1日から施行された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律で明示された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」により、市町村と連携・協力しながら、介護保険の地域支援事業と国民健康保険の保健事業と併せ一体的かつ強力に推し進める必要がある。

3 広域計画の基本方針

この計画は、後期高齢者医療制度の実施に当たって、広域連合及び構成市町村が事務処理を行っていくための枠組みとなるものであり、広域連合及び市町村の役割分担を明示するとともに、県内すべての市町村の住民に対して、広域連合の目標を明確に示すものでもある。

また、本計画の推進に当たっては、市町村及び県が策定する医療及び介護に関する計画・事業との整合性を図ることとしている。

(1) 健全な財政運営

健全な財政運営を行うため、適正な資格管理を行うとともに、適切な歳入の確保・歳出の執行に努める。

特に、後期高齢者医療制度の主要財源である保険料については、医療費の動向を注視し、適正な保険料率の算定及び賦課を行う。さらに保険料負担の公平性を確保するため、収納対策実施計画に基づいた、きめ細やかな収納対策を講じる等、市町村及び県と協議・連携の上、一層の収納率向上を図り、必要な財源の確保に努める。

(2) 医療費の適正化

医療費の適正化を図るため、県の医療費適正化計画等を踏まえながら、関係機関と連携し、下記事業に取り組む。

- ① レセプト点検の充実
- ② レセプト情報等の活用による医療費分析
- ③ 第三者行為求償事務の推進
- ④ ジェネリック医薬品利用促進、医療費通知の実施
- ⑤ 重複・頻回受診者訪問指導事業等の実施
- ⑥ 療養費の適正化

(3) 保健事業の推進

広域連合が策定した「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、高齢者のQOLの向上と医療費の適正化を目的にPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を行うとともに、元気な高齢者を増やし、できる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、市町村及び関係団体との連携を強化した保健事業に取り組む。また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、広域連合の保健事業の一部を市町村に委託することにより、市町村において実施する介護保険の地域支援事業及び国民健康保険の保健事業と、後期高齢者医療制度の保健事業との一体的な実施の推進に努める。

(4) 事務処理の効率化

事務処理の効率化を図るため、広域連合と市町村の連携・協力を密にして、被保険者へのサービス向上に努める。

また、広域連合及び市町村職員に対する研修等の充実を図り、職員の能力向上に努める。

(5) 広報活動の充実

後期高齢者医療制度を円滑に運営するためには、被保険者の理解と協力は不可欠であることから、パンフレット等の作成・配布、ホームページでの情報提供、市町村の広報紙への掲載、さらに新聞やテレビ、ラジオといったマスメディアを積極的に活用した広報活動を展開する。

(6) 個人情報の適正管理

制度の運営に当たっては、広域連合と市町村の間で、住民基本台帳情報や課税情報、医療情報、マイナンバー等のやり取りを行うことが不可欠であることから、個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護規程やセキュリティポリシーに則り、広域連合と市町村の双方において厳格な管理を行う。

4 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務

広域連合及び市町村は、関係法令により、それぞれが行うものとされた事務を分担しながら、連携して円滑な事務の推進に努める。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者の資格の認定（取得・喪失・異動の確認）、資格が確認できる書類等の交付決定等の事務は広域連合が行い、被保険者等からの被保険者資格の取得・喪失・異動の届出の受付等の窓口事務は市町村が行う。

(2) 保険料の賦課及び徴収に関する事務

保険料率の決定及び保険料の賦課決定並びに保険料の減免及び徴収猶予の決定等の事務は広域連合が行い、保険料の徴収・滞納処分等の事務は市町村が行う。

(3) 医療給付に関する事務

後期高齢者医療の給付の支給決定等に関する事務は広域連合が行い、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口事務は市町村が行う。

(4) 保健事業に関する事務

広域連合は、市町村及び関係団体と連携して、広域連合が策定した「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、被保険者のQOLの向上と医療費の適正化を目的に健康寿命の延伸のため必要な事業を行う。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る事業を効果的かつ効率的に推進するため、市町村へ事業の一部を委託するとともに、必要な情報の提供や調整、財源の確保等に取り組み、市町村の支援に努める。

市町村は受託するに当たり、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めた上で、被保険者の状況に応じたきめ細やかな保健事業を実施する。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

各種申請や認定等に関する相談・問い合わせについて、広域連合と市町村が連携して対応する。

また、広報活動についても広域連合と市町村が連携しながら実施する。

5 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

ただし、大分県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。